講習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
公益財団法人日本生産性本部キャリアコンサルタント養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日

○厚生労働省告示第二百号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習（以下「講習」という。）について、実施機関の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成三十年四月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

1　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習の実施機関の所在地の変更

講習	実施機関の名称	変更前の実施機関の所在地	変更後の実施機関の所在地	変更年月日
キャリアコンサルティング知識講習	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日
キャリアコンサルティング基礎技法演習	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日
キャリアコンサルティングケースカンファレンス	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日
ジョブ・カード作成支援実践講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日
大学キャリア・アドバイザー養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日
若者支援アドバイザー養成講座	公益財団法人日本生産性本部	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	東京都千代田区平河町二丁目十三番十二号	平成二十九年十二月二十八日

2　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習の実施機関の所在地の変更

○厚生労働省告示第二百一号

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、平成八年厚生省告示第八十七号（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年四月四日

厚生労働大臣　加藤　勝信

第二の一中「第二条第二項」を「第三条第二項」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二の二を次のように改める。

二　法別表第一の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する養護老人ホーム（入所者に対する介護を必要とする者その他大規模な地震が発生した場合において避難することが困難な者の割合が相当の割合以上であるものに限る。）若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、構造耐力、保存度及び外力条件に鑑み、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがある施設であって、木造のものの改築

別表を次のように改める。

別表

一　児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設

二　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター又は視聴覚障害者情報提供施設

三　生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設又は更生施設

四　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設

五　老人福祉法第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は老人福祉センター

六　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設

七　前各号に掲げる施設のほか、大規模な地震が発生した場合において、避難することが困難な者を入所又は利用させている施設

○農林水産省告示第七百五十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十九年十一月十六日に消滅したものとみなされる。

平成三十年四月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　登録番号　第26310号
2　登録年月日　平成29年11月16日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHISELAP
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第26312号
2　登録年月日　平成29年11月16日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHISXI
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands